

困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 573236



消費生活センター キャラクター
ひっかからないカモ

”人助け”だと思って代わりに申し込んで!?

親切心につけこむ「老人ホーム入居権」の
買え買え詐欺にご注意!

アドバイス

1. 不審な電話は相手にせず、
すぐに電話を切る

最近目立つのは、有料老人ホーム
や介護施設などに入居する権利（老
人ホーム入居権）の買え買え詐欺で
す。特徴的なのは、消費者の親切心
や同情心につけこんで購入させよう
としている点です。

「入居したい人がいるが、権利を購
入できず困っている」、「パンフレット
が届いた人しか入居できない」、「お
金はこちらが払うので、人助けだと思
って代わりに申し込みだけしてほ
しい」などと言って、あたかも人助
けになるかのように思わせて、消費
者に老人ホーム入居権を購入させよ
うとします。高齢者にとっては老人
ホームなどへの入居は他人事ではな
く身近な問題で、そうした高齢者の
気持ちにつけこみ、その親切心や同
情心を巧みに悪用しています。

一度電話に出ると切りにくくなる
ので、留守番電話機能を利用して、
かかってきた電話には出ず、必要に
応じて後でかけ直すようにする方法
が有効です。

2. 業者とやりとりしてしまっても、
話をうのみにせず、
絶対にお金を払わない

業者は、消費者の親切心や同情心

を巧みに悪用して老人ホーム入居権
を購入させようとします。業者が持
ちかけてくる話の内容や送られてく
るパンフレットは非常に巧妙にでき
ていますが、話をうのみにせず、絶
対にお金は払わないでください。一
度お金を払ってしまうと取り戻すこ
とは極めて困難です。

3. すぐに消費生活センターに相談
少しでも疑問や不安を感じた場合
には、すぐに消費生活センターやご
家族・友人などに相談してください。
お金を払う前に相談することが重要
です。

4. 日頃から家族や身近な人による
高齢者への見守りが大切です

トラブルにあっている方の多くが
高齢者です。高齢者の消費者トラブ
ルの未然防止のためには、家族や身
近な人の協力が不可欠です。日頃か
ら家族やホームヘルパーなどの身近
な人が本人の様子や居室、居室の変
化などに気をつける必要があります。

(国民生活センター発表資料より)



消費者シリーズ

No. 192

SNSの広告で購入した化粧
品で思わぬ請求が!
日本語のサイトでも契約先は
海外の詐欺的事業者!?

問い合わせ

市消費生活センター ☎ 573236

【事例】

SNSの広告からテレビ局をかた
るサイトにリンクし、有名女優が使
っているという化粧品を申し込んだ
が、表示より高額な代金を請求され
た。

右記のような相談が多く寄せられ
ています。消費者がSNSなどで見
た広告をきっかけに契約するケー
スが多くありますが、普段利用して
いるサイトに「芸能人も使っている」
という広告が出ていたからといって
気軽に契約をすると、海外の詐欺的
事業者とのトラブルに巻き込まれる
恐れがあります。

【アドバイス】

よく利用するSNSなどに広告が
出ていたサイトだからといって安易
に契約しないようにしましょう。

海外の事業者との契約でトラブル
になると解決が難しいので注意して
ください。

困ったときは消費生活センターに
ご相談ください。

(国民生活センター発表情報より)